

---

法政大学教職課程センター主催 シンポジウム

## 日本語を母語としない子どもの支援

—— 高校進学・卒業のステップをなだらかに ——

---

日 時：2025年11月21日(金) 午後5時15分～午後7時  
会 場：法政大学市ヶ谷キャンパス 大内山校舎8階 Y803教室

講演 「外国につながる高校生と出会う

— 高校教育の課題と可能性、定時制高校の現場から —

東京都立町田高校定時制主任教諭 角田 仁

コメント1 法政大学キャリアデザイン学部教授 松尾 知明

コメント2 法政大学教職課程兼任講師 渡部 忠治

### 趣旨説明およびシンポジウムを終えて

保護者の就労などを理由に、日本に移り住んで暮らす、日本語を母語としない外国籍の子どもたちが、都心部を中心に近年急増しています。不合格者の大幅増加を受けて今春、都教委は「在京外国人枠」を拡大しましたが、まだまだ不十分に思われます。そもそも、高校受験のハードルは非常に高く、日本語を母語としない子どもたちは進学準備に苦慮しています。高校生活を継続し卒業することも容易ではありません。この状況をどう捉え、対処すべきでしょうか。シンポジウムでは、都立高校で外国籍の生徒の指導・支援に長く関わってきた角田仁先生を講師に迎え、日本語を母語としない子どもが直面している困難、NPOなど市民が行政に先んじて彼らを支援してきたこと、行政の支援がまだまだ不十分であることを、事例・統計を交えながら詳解頂きました。続いて、松尾知明氏と渡部忠治氏から、視野と理解を広げる歴史的・教育的文脈の解説を頂きました。そのあと、Zoomの参加者を交えた多くの参加者と講演者との活発なやり取りが行われました。

思うに、支援は、その供給主体（教育行政、学校、NPO…）と供給内容から捉えられ、いずれも制度・政策に規定されるものです。学生の関心が高いのは、「人の役に立ちたい」という気持ちに支えられた、学校やNPOといった現場による供給内容でしょう。しかし現場は支援供給のみならず、教育行政との交渉や連携によって、制度・政策の改革に影響を与えてきたのです。本学教職課程においては、制度・政策と運動への学生の関心と理解をより高めていく必要があると思います。

(法政大学キャリアデザイン学部 教授 筒井 美紀、企画調整・当日司会担当)

## 講演：外国につながる高校生と出会って —高校教育の課題と可能性、定時制高校の 現場から— / 角田 仁

### はじめに

こんにちは。角田と申します。宜しくお願ひ致します。ご紹介いただきましたが、東京都立高校に38年間、7校勤め、今は再任用をしております。神奈川に近い町田高校定時制におります。

今日のテーマも日本語という言葉と外国につながるという言葉が出てきておりますけれども、職員室でどんな風にその生徒たちを呼んでいるのかと言えば、実に多様な言い方をしています。

かつては「外国人児童生徒」という言葉が、行政や学校でも使われておりましたけども、今は「外国にルーツがある」、あるいは「外国につながる」がよく用いられます。国籍の視点では「外国人の生徒」とも言いますし、日本語の視点で言いますと、ご存じのように「日本語指導・支援の必要な生徒」とか、あるいは「日本語非母語生徒」とか「JSLの生徒」、さらに文化の視点で、「多文化の生徒」とか「外国に文化的背景のある生徒」などもあり、「移民の生徒」「移動する生徒」「ニューカマーの生徒」「新渡日（しんとにち）」などもあります。また「ルーツ」という言葉も使っております。在日コリアンとか在日フィリピンとか、日系ブラジル人の生徒なども用いています。

このように様々な呼び方がありますが、それぞれが独立しているわけではなくて、職員室で話しても、「日本語の支援が必要で、フィリピンルーツで日本国籍だよね」などと、重なって使います。なかなか1人の生徒を1つの言葉で括ることはできない場合もあり、背景と課題の多様性を反映していると思います。

これは文科省のデータです。外国籍の児童生徒は、10年間で6.2万人増えています。こちらは東京都のデータです。同じく外国籍の児童生徒数の推移で、小中高合わせて、特に2014年以降は児童生徒数が伸びているということが分かります。次に、これは都立高校です。全日制172校、定時制53校、通信制3校ですが、このように2024年、やはり生徒数が増えていることがこのグラフから分かります。

「日本語指導の必要な児童生徒数」は、文科省の調査で、約10年間で1.9倍になっています。東京都の場合、こちらも非常に衝撃的ですが、小学校、中学校、高等学校、特別支援のそれぞれの日本語指導が必要な児童生徒数のデータ、2002年からです。2023年以降に急増していることが分かります。

文科省の進路先調査、中学生がどのくらい高校に行っているのか、就職しているのか、あるいは進学も

就職もしないのかという割合ですけれども、高校進学率は全中学生99.0%に対して、日本語指導が必要な中学生は90.3%という数字です。

では、外国人の中学生が高校にどのくらい進学しているのかを、文科省のデータを使って推測しますと、R1（2019年）に24,800人いた外国籍の公立の中学生が、3年後そのまま公立高校に移行したとしますと、2022年の高校の外国籍生徒数は10,387人になります。計算しますと進学率は41.9%になります。これは低すぎるのではないかと考えられることは、「外国籍」であったけれども、その後日本国籍を取得した場合、母国・出身国に帰国した場合、私立高校に行った場合などが想定されます。

しかし、そもそも統計の取り方、調査の把握の方法に課題があるのではないかも思われます。これは私も職員室にいてわかるのですが、どこの学校も毎年5月ごろ外国人児童生徒の数を把握し、そのデータが教育委員会から文科省に行きます。集計されて「学校基本調査」になりますが、生徒の把握の方法が、不十分だと指摘されています。

担任の先生に「あなたのクラスの生徒、外国籍って何人いますか」と管理職が尋ねますが、担任がどれだけ自分のクラスの外国籍生徒を把握しているのか。中学から来る書類には記載はありません。高校で新たに把握します。面談をする機会がありますが、「あなたは外国籍ですか」と聞く教員は少ないと思われます。在留カード等を見せてもらうことは大切なことです。生徒との信頼関係があり、人権教育の取り組みが同時に必要です。「高校進学率が外国籍生徒は40%台」というのは低すぎると思いますが、正確な数字を学校で把握することはできていないのが実情です。

### 高校進学への道—地域が先に支援に動いた

子どもたちが中学から高校に入ることが難しいという現実に直面して、教育行政よりも先に地域が動きました。東京では2001年に、「多言語による高校進学ガイダンス」というのが立ち上がりました。どういう人たちが立ち上げたかと言いますと、外国ルーツの子どもたちに関わっている学生たちの支援者やNPO、国際交流協会、そして中学や高校の教員です。こういう方々が「生徒たちをなんとか高校につなげるような取り組みができないのか」ということで、神奈川ですでに高校進学ガイダンスが行われており、やがて埼玉や千葉、栃木など関東各地で開催されるようになりました。東京でも今年度各地域で、計7回行われました。このガイダンスでは、支援団体が通訳の方を配置し、多言語で高校入試の説明、当事者の先輩たちの話、高校教員や地域による個別の相談を行っています。

次のように、実にさまざまな相談が寄せられます。

- ・高校に入ったら日本語の授業はありますか
- ・美容師になれますか
- ・難民ですがどうしたらいいでしょうか
- ・外国人が多く通っている高校はどこですか
- ・外国人入試の高校は入れますか
- ・偏差値とは何ですか
- ・国際高校に行きたいのですが
- ・将来 IT や情報の仕事につきたいのですが

たとえば教育委員会が単独でこのような相談を受けた場合、縦割り行政ということもあり、入試方法については入選課というところが、「高校に入って日本語の授業がありますか?」という相談には指導部、あるいは都の場合には最近できた「グローバル人材育成部」が担当するかと思います。このような縦割り行政の中で、どこまで当事者の親子の相談に寄り添っていけるのか課題だと感じています。地域の支援者の人たちと一緒にやることで、当事者に寄り添う総合的な相談体制が、この25年間で進んできたと思います。

最近、このような相談がありました。「2024年、日本に来ました。いま中学3年です。数学と英語が好きです。日本の中学では5の成績です。しかし国語と社会は難しい、2です。日本の高校に進学したいのですが、どこの高校ならいけますか?」あるいは別の相談で「いま中学1年です。昨年(2024年)小6に入学しました。3年後日本の高校に行きたいです。国語と社会が難しいです。学校のテストでは20点ぐらいしか取れません。日本の大学に行きたいのですが、どこの高校に行けばよいですか?」

このような相談にどのように答えたらよいのか悩むところです。この2人は中国ルーツで漢字圏ですので、日本語学習は非漢字圏の子どもたちより有利なのですが、それでも日本の中学校の国語と社会の授業はとても苦手にしています。

考えてみれば分かりますが、日本の高校に入るには日本語の技能だけではなくて、都立高校の入試問題が公開されていますが、例えば国語や社会を見ても、日本に関わる文化・歴史・地理・社会など総合的な知識がないと太刀打ちできません。用語や概念がとても難しいです。日本人の子どもたちは、自然に学校の内外で学んできた知のバックグラウンドがあります。したがって、日本語を話す力をただ身に着けることだけでなく、教科とつながるような力をいかに学んで高校入試に立ち向かうのかが問われます。

塾に行ける外国の生徒もいますけども、日本に来て1年目で日本の高校進学のための塾に入ることは一般

的に困難です。ではどういうところが支援しているかと言いますと、先ほどの高校進学ガイダンスに参加しているような支援団体等が、寄り添って面倒を見ていたりしています。しかし教室は満杯で断るところも出てきているというのが実情です。

### 公立高校における外国人生徒への入試対応

次に、公立高等学校における入試の文科省の調査結果ですが、いま全国の高校で、入学選抜が多様化しております。これは大学もそうでしょうけれども、公立高校の入試が推薦入試、前期・後期、受験方法も3教科、5教科、面接など様々あります。

外国人生徒対象の入試も用意されており、検査教科の軽減、つまり「国語・社会・数学・理科・英語」の5教科を軽減をしている自治体が15、学力検査自体を実施していないのが4、例えば作文とか面接だけなどです。さらに2つ目は「外国人枠」を設けています。例えば東京では20人とか25人を募集枠としています。しかしながら、それでも軽減している自治体は15しかなく、外国人枠も20自治体しかありません。

東京の場合には「在京外国人対象入試」というのがあります。この制度は年々変更されており、国籍の要件も外されました。日本国籍を問わず、海外の現地校、日本の中学校、外国人学校を修了した者が受験ができます。入試方法は作文と面接を、日本語または英語で受験できます。ただ英語が得意な生徒が多いフィリピンやネパール、インド等の生徒にとってはいいのですが、英語の教育をあまり受けていない国の生徒にとってみれば、日本語も分からない、英語も分からないということで課題は残ります。

こちらは都立高校ですが、今年度から外国人枠校が12校になりました。この近くですと一橋高校、浅草高校があります。その他、南にある六郷工科高校があります。ただ多摩地区は学校数が少なく、砂川高校と府中西高校しかありません。枠校は23区に集中していることが分かります。

これに対して、神奈川は20校の外国人枠の高校があります。さらに千葉は32校で、さらに定時制高校全てが枠校になりました。自治体によって受け入れ人数と学校数の違いがあります。多摩川を超えて神奈川に行く入りやすいけども、東京に住んでいると入るのが難しい、そういう自治体間の格差、入試の格差というのがよく支援者の間で指摘されています。

さらに、日本語指導が必要な生徒対象の受験上の配慮措置があります。都立高校の問題用紙に漢字にルビをつけてもらえる申請ができます。来日6年以内の生徒を対象にしております。さらに来日3年以内の場合には母語の辞書の持ち込みができます。国語以外

です。これは大阪の府立高校で元々導入されましたが、東京でも辞書の持ち込みができるようになりました。

### 高校入学後の現状と課題

入試をなんとか乗り越えた生徒たちは、その後はたして高校で無事に学び、進級し、卒業できているのでしょうか。こちらもよく知られている文科省の高校中退率の調査結果です。全国のすべての高校生の中退率は1.1%になりますが、日本語指導が必要な高校生は8.5%です。

高校卒業時の進路状況も生徒全体の高等教育等への進学率が75.0%に対して、日本語指導が必要な高校生は46.6%。非正規就職率も全体が3.1%に対して38.6%。さらに進学も就職もしない率が全体3.1%に対して38.6%というように格差があります。しかも高校中退率は2年前の調査よりも上昇しています。

高校入学後の課題としては「勉強の壁」があります。日本語の授業があるかないか、教科の授業についていけるかどうか、プリントや黒板の日本語が分かるか、クラスで孤立しないか、先生に声をかけてもらえているのか。友達ができるか、いじめがないか、同じルーツの友達がいるのか、自分らしさを認めてもらえるのか、名前や文化を理解してもらえるのか。ホームルーム・部活動・修学旅行・体育祭や文化祭が不安だ、相談できる大人がいるかなど、様々な悩み・困り事があります。

これは、ある2つの定時制高校で、それぞれ2000年前後と2000年代の前半ですが、中退率が都立A高校定時制では64%、C高校定時制は44%で、難しい入試を超えてきて入学した生徒たちが、残念ながら中退している。これが現代の教育課題です。

次に、外国ルーツの生徒の特徴ですが、日本生まれ、幼少期・小学校・中学校の時に来たとか、様々な来日の時期の違いによって、生徒たちの学習状況、生活状況で違いがあります。小中高がつながって、継続した支援体制があればと思います。

さらに、言語・コミュニケーションの把握です。日本語や母語・継承語の力をどのように把握しているのか。日本語の能力を測るためのアセスメントもなかなかできていないのが現実です。また固有の課題として、国籍や在留資格の把握も求められます。

また、入学してもいじめや差別があれば子どもたちは学校に来なくなります。「共に生きる」学校づくり、学校や地域での多文化共生の教育、人権教育の取り組みも大切です。私の以前いた都立D高校で、ある外国ルーツの生徒から聞きました。中学の時、「クラスで何か自分の方を見て笑っている。でも日本語が分からないからなぜ自分が笑われているのか分からない」。

家に帰ってお母さんにその日本語の意味を聞いてみたら、それは自分への悪口だったそうです。彼は逆に悔しい思いをバネにして、頑張って中学校を卒業し、都立高校に入学できた、そんな生徒がいました。

### 高校卒業と進路を保障するために一固有の壁を前にして

外国ルーツの生徒が高校を卒業することの意義は、1つ目は、「学び」による学力等の向上、人間的成長の機会が得られることです。日本人生徒との交流の機会は大切で、学校教育の目的だと思います。2つ目は日本での社会参加の機会が広がります。自己実現につながります。3つ目は、母国・出身国との繋がり、「架け橋」として期待されることです。4つ目は、高校を卒業すると日本での安定した就労できる在留資格が得られることとなります。これは法制的な問題ですが、就職活動で会社等から内定をもらえると、高校を卒業することで「家族滞在」等の在留資格から「定住者」や「特定活動」という在留資格に変更できます。

「家族滞在」と「定住者・特定活動」には大きな違いがあります。「家族滞在」は、日本では基本的にはフルタイムの就労ができない、進路保障が不十分なままの在留資格となります。「家族滞在」から抜け出ることで、子どもたちは就労ができ、日本で自立して生きていくことが可能になります。またさらに長期的な視点で日本国籍を取得することも想定されます。

次に当事者の潜在的な力を生かす進路指導が求められていると思います。例えばある生徒は4言語、英語、タガログ語、ピサヤ語、そして日本語ができます。複数の言語を持っている生徒がいます。この生徒は大学に入学しました。このような潜在的な力を伸ばすことが、高校現場や高等教育でどこまでできるのかが課題だと思われます。

「あなたたちは日本語ができない困った存在だ。もっと勉強しなさい。日本語のシャワーを浴びればいずれ分かるようになるよ」という学校側の姿勢では、高校中退を防ぐことができませんでした。いまは「ストレスアプローチ」、つまり、本人の持っている潜在的な諸能力を生かすことを目標とする進路支援が必要だと言われています。企業や大学、短大、専門学校等の理解と受け入れの体制整備が求められています。

また高等教育に進学したい場合、奨学金がもらえない在留資格があります。JASSOは在留資格による資格制限を設けており（「家族滞在」等）、さらに「高等教育の修学支援新制度」（2020～、授業料減免と給付型奨学金）も同様の制限があります。

就職の場合、企業、団体、公務員様々ありますが、「日本語ができないからあなたはこういう仕事にしかつけない」みたいな、そういう決めつけない進路指導が必

要です。生徒の持っている多様な言語力を活かして仕事がないものか、私もハローワークの求人票を検索した際、例えば「中国語」とか「英語」という文字を入れて、企業情報が何か出てこないか探したことがありますが、なかなか出てきませんでした。

企業・団体・公務員も、外国人を採用している経験があるかどうか、外国人の同僚・先輩がいるかどうか。在留資格の変更など本人の大切なところを見守って応援してくれるのか。また、公平な採用、受け入れ環境整備に取り組んでいるのか。外国人を理由に昇進に不利益な扱いをするなどのことがあってはいけませんし、企業の方も「CSR」、つまり社会的責任を果たしているのかなどが大切な視点だと思われま

### 国籍による進路の制限—公務員の場合

公務員試験において、外国籍による受験資格の制限はあるのでしょうか。地方公務員の場合、「先生、高校の教員になりたいんです」、あるいは「消防士になりたい」という相談があります。それに対して進路部や担任がどのように答えるのが適切でしょうか。

あるフィリピンルーツの生徒が「消防士、テレビ見たらカッコいい。になりたい」という、そういう希望がありました。どのように答えたらよいでしょう。

こちらの絵をご覧ください。外国籍の場合、公立学校の教員はなれません。ただし管理職にはなれないとか、あるいは東京は教諭採用だが、他の自治体は常勤講師採用である、そういう違いがあります。注意したいのは、「外国人だから学校の先生になれない」という、間違った情報が生徒や教員の間にあります。現に外国籍の教員がおりますし、日本国籍を取得して管理職になった外国ルーツの校長先生もおります。

ただし、警察官にはなれません。消防士は絵で「△」です。例えば東京消防庁は受験資格にⅠ類・Ⅱ類・Ⅲ類がありますが、「日本国籍を有しない者」とあります。一般職員も「日本国籍を有しない者」とあります。ただし自動車整備については国籍要件がないです。消防の職員の、こういう国籍条項の細かいところを高校の進路部がどこまで把握できているのか難しいです。

こちらは兵庫県の例ですが、明石市の場合には「永住許可に限る」。尼崎市は「国籍は問わない」。宝塚市は「特に記載なし」です。神戸市は「消防を除く試験区分では日本国籍を有しない人も受験できます」とあります。このように消防に関わる試験は複雑です。

先ほどのフィリピンルーツの生徒は消防に進むことはできませんでしたけども、フィリピン語・英語・日本語はできるので、夜間に専門学校で学び、昼間は会社で働き、ある有名アパレルメーカーの銀座店で接客を非常に頼りにされて活躍していた生徒です。

### 在留資格の壁

就職における在留資格の制限ですが、外国籍の生徒は、来日時期も様々です。現在のところ法務省・入管は、小学校までに来日した場合、日本の中学高校を出て、就職が内定しますと「定住者」という在留資格に変更できるようになります。「定住者」になると、フルタイムの正規の就労ができるようになります。

一方、中学校や高校で来日した場合は、「定住者」ではなくて、「特定活動」に変更できます。5年たつと「定住者」に変更可能ですが、不安定な状況は続きます。「特別永住者」や「永住者」と異なり、このような「在留資格」の都立高校の生徒たちは、学校を休んで、品川にある東京入管で朝から並んで、1日ばかりで在留資格の更新手続きをしていくわけです。

生徒の中には日本国籍を取りたいという生徒もおりますが、日本国籍を取る場合には入管ではなくて「法務局」という法務省の別な機関のところに相談に行かなければなりません。さまざまな書類を揃えなければなりませんので、こちらの壁も高いと思われま

これは、「特定活動」の在留資格を変更し就職できた高校生Dさんです。

*「中米出身です。両親がいません。お父さんが3歳の時に亡くなりました。お母さんは6歳の時に亡くなりました。お姉さんがいました。お姉さんが日本にいましたので日本に呼び寄せてくれました。その時私は8歳で、1人で生活できないので日本に来て、そして小中高校に通いました。日本語能力検定NIを受けて合格しました。生徒会役員になり部活動にも取り組み、就職したいと思い頑張りました。8歳から住んでいる日本に思い出がたくさんあります。これまでの人生は半分以上日本でした。就職に向けて頑張っていきたいです。日本社会で仕事を通して税金を納めて自分の収入で生活して自立したいです。お姉さんに迷惑をかけた分恩返しをしたいです」*

このDさんは努力の結果、企業から内定をもらいました。このため在留資格「定住者」を申請し、卒業式前のギリギリになって在留資格の変更が入管から認められ、就職ができました。

進路支援における学校の姿勢ですが、このように在留資格等の固有の知識が求められます。保護者と連絡を取り様々な書類を整えます。支援者や専門家による高校生進路ガイダンス等のネットワークを活用し、アドバイスをもらうだけでなく、同行支援が必要な場合もあります。日本語を勉強途中の生徒が一人で入管に行っても手続きが難しいこともあり、申請できずに一

人でポツンと帰ってくることもあるからです。外国ルーツの高校生が自分一人で、在留資格の変更・更新の書類を集め、入管行政の言葉や表現を理解することはとても難しいです。

### 高等教育に望むこと

進学の場合、大学や専門学校を希望している生徒が多く、日本人の生徒と変わりません。ではどのような支援が望ましいのでしょうか。これは高校の私たちからの視点なのですが、生徒の多様性を生かした指導・支援をぜひお願いしたいです。生徒の言語（多様な母語や英語）や文化を生かせる入試・学部・学科の改革や、継続的な日本語学習のカリキュラムを望みます。さらに、生徒が卒業する時の進路の支援もお願いしたいと思います。

具体的には、外国人枠入試では関東では国立大学法人の宇都宮大学が先行し、いくつかの私立大学で外国人入試を取り入れておりますが少ないです。東京や関東にたくさん大学があるので、募集枠を設けていただけたらと思います。さらに、外国人の学生に配慮したような受け入れ環境、相談窓口、言語環境、奨学金、さらに進路支援ということで、在留資格や国籍の取得に配慮し、必要な支援があればと思います。

それから、母国・出身国での進学を希望する生徒もおります。やはり日本の大学はちょっと学費が高いということでフィリピンの大学を受けることにしたという生徒がおります。しかし私たち高校の教員はフィリピンの大学の入試情報は全く分かりません。ではどうしたらいいのか。大使館の他にも、できれば日本の高等教育機関・大学等で、何か海外の大学を受けられるような受験の情報源があればいいと思いました。

### さいごに一進路支援のための取り組み

高校を卒業するための支援の試みとしまして、「外国につながる高校生のための進路ガイダンス」という企画を始めました。いま都立高校の教員たちが中心となって、年3回開催しております。大学で外国人入試を導入しているなど、前向きに受け入れてもらえる大学、専門学校、企業がこの何年かで少しずつ参加していただけるようになりました。

東京都立高校でも今年から在京外国人入試の4校が「ダイバーシティ教育推進校」になりました。高校・大学が協力・連携して、この子どもたちの進路を保障し、夢を実現するような、そういう取り組みができたらと思います。

最後に、文部科学省「外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム（報告書）」（令和元／2019年）から引用しておきます。

「外国人の受け入れ・共生は、我が国に豊かさをもたらすものであり、外国人が日本人とともに今後の日本社会を作り上げていく大切な社会の一員である。

外国人との共生の実現のためには、外国人の子供たちが、行政の狭間に取り残されることのないよう教育機会を確保し、地域社会で生活していくための日本語や社会習慣を身に付けるとともに、日本文化への理解を養うため、学校におけるきめ細かな指導体制を充実していくことがまず必要である。

その上で、外国につながる子供たちの母語・母文化などの継承に配慮するとともに、本人の希望と能力に応じて、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職など、日本社会へのスムーズな移行を実現できる環境を整備していく必要がある」

### コメント1／松尾知明

法政大学の松尾です。角田先生からは、外国につながる子どもたちが高校で直面している現状と課題について、大変具体的に示唆に富むご発表がありました。私からは、これらの課題が日本の教育政策の中でどのように位置づけられ、今後どのような方向性が期待されるのかを踏まえて、三つの観点からコメントを申し上げます。

第一に、外国につながる子どもの教育は、現在「第二ステージ」といえる大きな転換期にあります。1989年の入管法改定以降、日本語指導や適応支援を中心とした対症療法的な施策が長く続いてきましたが、2018年の入管法改定を境に、日本社会は実質的な移民社会へと移行しました。そのため教育もまた、従来の同化主義的な支援から、共生社会の形成を見据えた多文化教育へと舵を切る必要があります。外国につながる子どもだけではなく、すべての児童生徒が多様性のもとで学び合う教育環境を整え、多文化社会の一員として必要な市民性を育むことが、令和の教育における重要な方向性になると考えられます。

第二に、これまで十分に整備されてこなかった高校段階の政策が、第二ステージに入ってようやく本格的に前進し始めている点です。2018年以降、国レベルで高等学校における日本語指導体制の整備が進み、特別な教育課程の導入や支援資料の開発など具体的な制度化が動き出しました。また、次期学習指導要領の議論では「多様性の包摂」が三本柱の一つに位置づけられ、外国につながる子どもがその中心的な論点の一つとなっています。日本語教育についても、言語習得を目的とする従来型の支援に加え、教科学習への橋渡しや思考力・表現力の育成を視野に入れた新たなアプローチが求められ、教育の基盤そのものが更新されつつあります。こうした動きは、高校教育がより包括的

な支援の方向へと進む大きな契機になると言えるでしょう。

第三に、今後の高校教育における課題として、三点を挙げたいと思います。(1) 高校で学びたい外国につながる生徒が確実に進学できる体制の整備です。自治体による支援の差が依然として大きく、特定定員枠や入試配慮の水準を国として平準化していくことが不可欠です。(2) 多様性を学校全体の価値として共有し、多言語・多文化を尊重する組織的な体制づくりです。外国につながる生徒がもつ文化的資源は学校にとって大きな力となり、この資源を教育の価値へ変えていく仕組みが重要です。(3) 日本語教育の質的向上とバリアフリー化を進めることです。教科学習と連動した資質・能力育成型日本語教育への転換により、生徒の学ぶ権利をより確実に支えることが求められます。

以上の点を踏まえると、高校段階における外国につながる子どもの教育は、第二ステージにおいて大きな改善と発展の可能性を持っていると言えます。今後のさらなる充実と制度整備を強く期待しております。

## コメント2／渡部忠治

法政大学で兼任講師をしております渡部です。本日の角田先生のご報告から、多くの新しい知見をいただき、大変刺激を受けました。講演を聞きながら考えたことを述べさせていただきます。

第一に、進路指導の場面で外国につながる生徒にとっての「最善の利益」をどのように判断するのかという問題です。保護者と生徒が同じ希望を持っているとは限らず、むしろ乖離が生じることもあります。また、生徒が表明する希望が本心というより、学習の困難や生活上の辛さから“投げやり”に語られることもありえます。教師は生徒や保護者の声を尊重しつつも、それだけに依拠するのではなく、専門職として生徒の最善の利益を探り続ける必要があります。その判断には、生徒の長期的な利益や成長可能性を見極めるといふ難しさがあると改めて感じました。

第二に、高校生活をそうした生徒にとって、いかに魅力的で意味のある学びの場にしていくかという課題です。現在の日本の教育は、学習指導要領や教科書による規制が強く、「国民育成」の枠組みが依然として強固です。これはそうした生徒にとって自らのルーツに誇りを持ちづらく、日本社会への一方的な適応を求めるものであり、言語上の困難と相まって学習意欲低下の一因となっています。そうした生徒の自尊感情を育むためには、高校において多文化教育の導入・展開が図られる必要があります。ただしその際、生徒たちは「民族」だけでなく、性別、地域、身体状況など複数の属性を有しており、一人ひとりの個性に留意し

なければなりません。民族文化の特性を紹介するだけでは、生徒を「民族」に閉じ込めてしまう危険性があるからです。多文化教育が文化本質主義に陥らず、相互的な理解・承認と自己相対化を促すなら、それはそうした生徒だけでなく日本のすべての生徒にとって意味のある学びといえます。

第三に、多文化共生を実現するための制度・政策の弱さについて。行政文書には「多文化共生社会の実現」といった理念が掲げられていますが、その内容を支える予算や制度は不十分であり、多くが現場任せになっています。その背景には、外国籍児の不就学問題に表れているように、外国人の子どもの学習権を軽視してきた日本の教育政策の歴史があります。憲法制定過程においてその主体を「国民」と規定したこと、植民地出身者を一挙に「外国人」として参政権や社会権から排除した経緯など、戦後の外国人政策が今日まで影響を及ぼしています。外国人に対して人権保障よりも治安対策・管理の対象とする政策を優先してきた歴史が、今日の外国籍児の教育保障の遅れにつながっているのです。昨今の排外主義的なムードの高まりを鑑みると、多文化共生の制度・政策の弱さゆえに、外国人の子どもたちの学習権保障の後退や日本社会への同化と排除の圧力が高まる危険性に警戒が必要です。

以上が、講演を拝聴して私が考えたことです。ありがとうございました。